



静かなる革命：Cloudflare判決が 変える日本のインターネット秩序

CDN事業者Cloudflareに約5億円の賠償命令。
技術的中立性を盾にした「見て見ぬふり」は、もはや許されない。

本判決が確立した「3つの新基準」



幫助責任の認定

CDN事業者が侵害通知を受領後、対応を怠ることは、著作権侵害を「容易」にする幫助行為である。

匿名性の提供（KYCの不備）も、運営者が法的追及を恐れずに侵害を継続できる環境を構築したとして、幫助行為の重要な要素と認定された。



免責の否定

プロバイダ責任制限法や著作権法47条の4（キャッシュ例外）の形式的な主張は、海賊版ビジネスを実質的に支える実態の前では通用しない。

裁判所は、技術的中立論に逃げ込むことを許さず、事業者が享受する利益と、それによって引き起こされる権利侵害のリスクのバランスを厳格に問い直した。



損害賠償の新基準

悪質な海賊版サイトへの幫助に対し、著作権法114条3項に基づく使用料率として「80%」という懲罰的要素を含む異例の高水準を認定。

これは今後の海賊版対策における賠償額の相場を一気に引き上げるリーディングケースとなる。

事件の概要：巨大海賊版サイトとCDN事業者の対立

原告 (Plaintiffs)

KADOKAWA, 講談社 (Kodansha), 集英社 (Shueisha), 小学館 (Shogakukan)

被告 (Defendant)

Cloudflare, Inc. (米国)

対象サイト (Infringing Sites)

2つのドメインで運営される海賊版漫画サイト (e.g., "F")

侵害の規模 (Scale of Infringement)

コンテンツ：約4,000タイトル、12万話以上を無許諾配信

アクセス規模：ピーク時 (令和3年12月) に月間約3億アクセス

技術的支援：被告CDNによるキャッシュヒット率 95-99%

令和元年6月

原告・被告間で、日本の手続を利用する対応枠組みについて和解

令和2年6月～

原告ら、米国で情報開示手続 (Discovery) を開始するも、被告のKYC不備により運営者特定に至らず

令和2年4月～
令和3年11月

原告各社が被告に対しDMCA通知を送付

令和4年3月

被告、サービス提供を停止

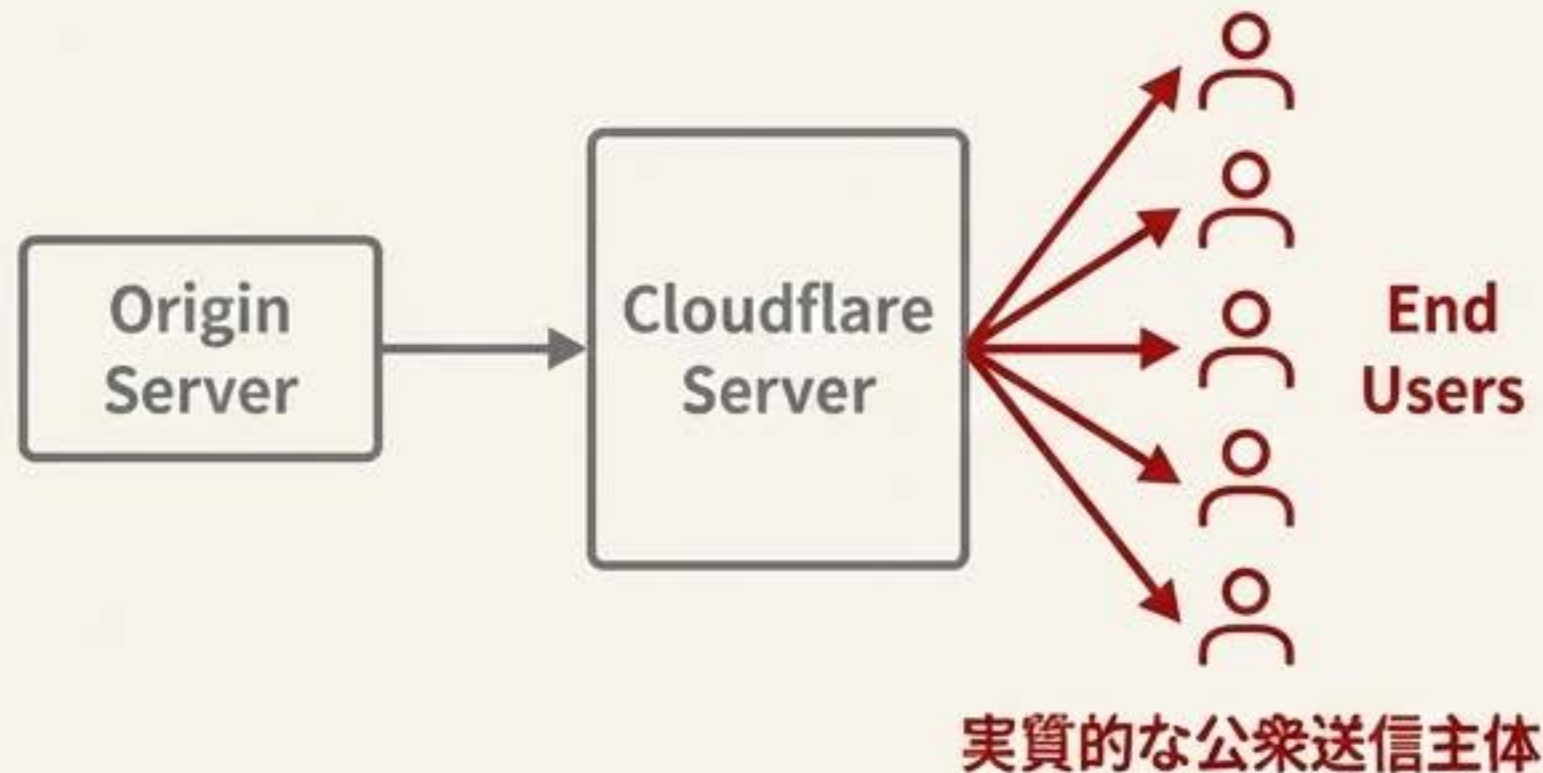
令和7年11月19日

東京地裁、幫助責任を認め約5億円の賠償を命じる判決

争点①：Cloudflareは送信の「主体（正犯）」か？

自動公衆送信の主体は誰か？

原告らの主張



オリジンサーバは被告サーバのみにデータを送信しており、実質的に公衆（エンドユーザ）へ送信しているのは被告サーバであるため、被告が送信主体（正犯）である。

裁判所の判断

正犯性を否定

1. 規範（The Standard）

自動公衆送信の主体は「当該装置（サーバ）に情報を入力する者」である（最高裁平成23年1月18日判決）。

2. 適用（Application）

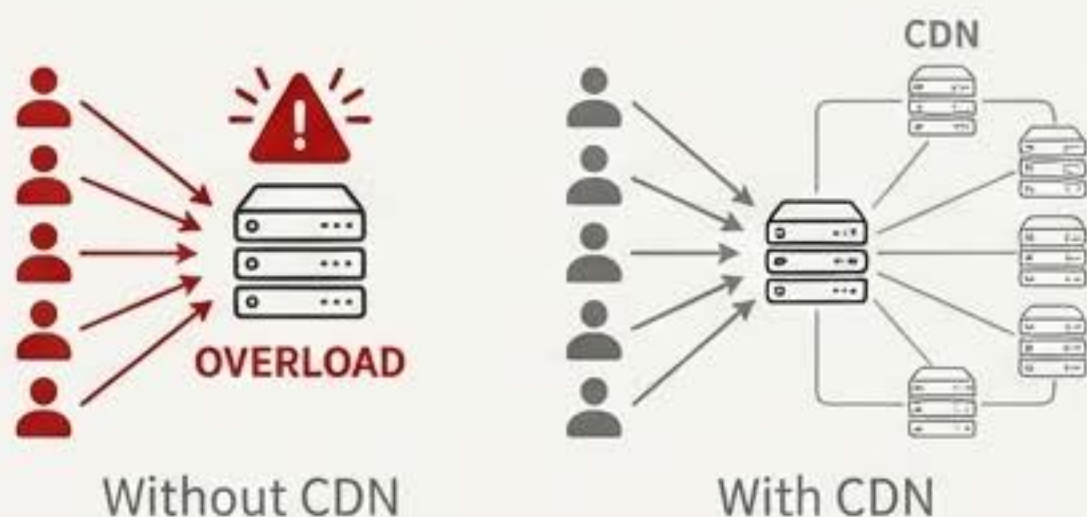
ホスト型配信（Hosted Delivery）：サーバへの「入力」の仕組みを構築し、コンテンツを蔵置したのは**サイト運営者**である。

キャッシュ型配信（Cached Delivery）：キャッシュデータは運営者による入力行為に起因するものであり、その記録主体も**サイト運営者**と評価すべき。

被告はあくまでインフラ提供者であり、情報の入力に関与していない。主位的請求（正犯責任）は棄却。

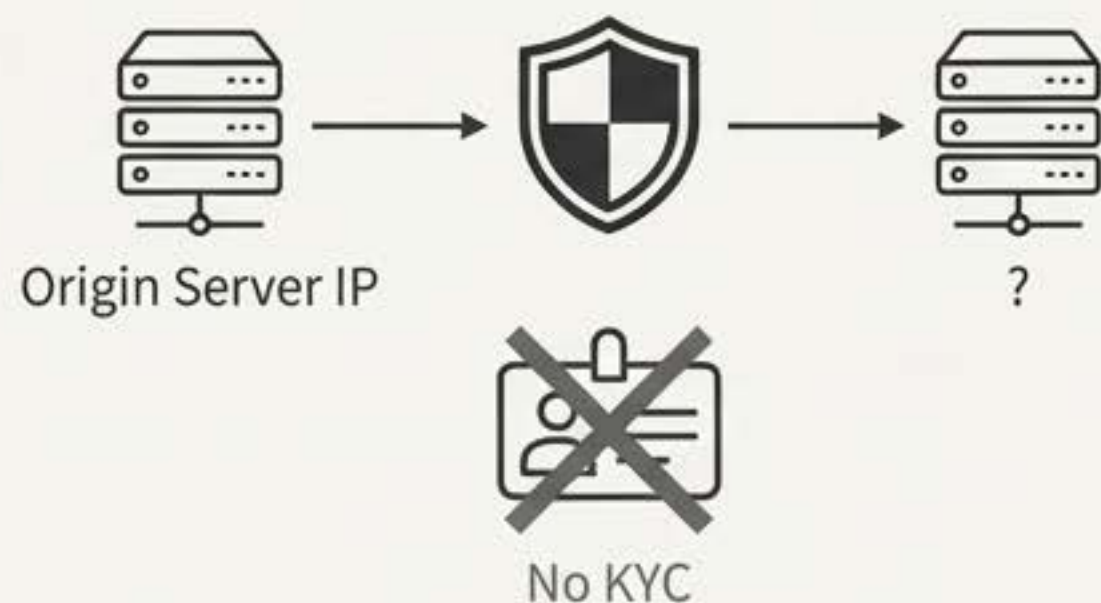
争点②：では、なぜ「幫助」が成立したのか？

被告のサービス提供が、侵害を物理的・心理的に「容易」にしたと認定。



Factor 1：技術的支援による侵害の「大規模化」

キャッシュヒット率95%超という高効率で月間数億アクセスを処理し、オリジンサーバ単体では不可能な大規模配信を可能にした。



Factor 2：匿名性の提供による侵害の「継続化」

被告はリバースプロキシでオリジンサーバのIPアドレスを隠蔽しただけでなく、契約時に実質的な本人確認（KYC）を行わなかった。

これにより、米国の司法手続を経ても運営者が特定できないという「強固な匿名性」を提供。運営者が法的追及を恐れず侵害を継続できる環境を構築した。

責任の分岐点：通知受領から「1ヶ月」の猶予

幫助の「過失（作為義務違反）」はいつから発生したか？

本件時点 (The Critical Point in Time)



The Court's Two-Step Analysis on Negligence (過失):

1. 予見可能性 (Foreseeability)

DMCA通知の受領。通知には具体的なURLが記載されており、サイトの外観（「Raw-Free」の表示等）から海賊版サイトであることは一見して明らかであった。よって、侵害の事実を**認識し得た**。

2. 結果回避可能性 (Avoidability)

サービス提供契約を解除（停止）することで、侵害を防止することが**技術的に可能であった**。

この「通知受領から1ヶ月」という猶予期間は、今後のプラットフォーム事業者の実務的な対応タイムラインとして、重要な指標となる。

被告の抗弁①：プロバイダ責任制限法による免責は認められるか？

プロバイダ責任制限法3条1項は、一定の要件下で「関係役務提供者」の損害賠償責任を免除する。

侵害を「知り得た」か？

被告の主張

「DMCA通知は米国の法律に基づくもので、日本の法律上の『知る』根拠にならない」
「通知に形式的な不備があった」

No Immunity.

通知内容は具体的であり、サイトの外観から違法性は明白。形式的な不備や準拠法の違いを理由に認識可能性は否定できない。

送信防止措置は「技術的に可能」か？

被告の主張

「ドメイン単位でのサービス停止しかできず、これは適法コンテンツも止める『過度な措置』（Over Blocking）であり、許されない」

No Immunity.

海賊版サイトの特性：サイト全体が侵害コンテンツで構成されており、保護すべき適法なコンテンツが存在するとは考え難い。
侵害の不可分性：サイト全体が侵害構造の一部であり、一部の停止では不十分。
結論：本件においてドメイン単位の停止は「技術的に可能」であり、法的にも許容される。

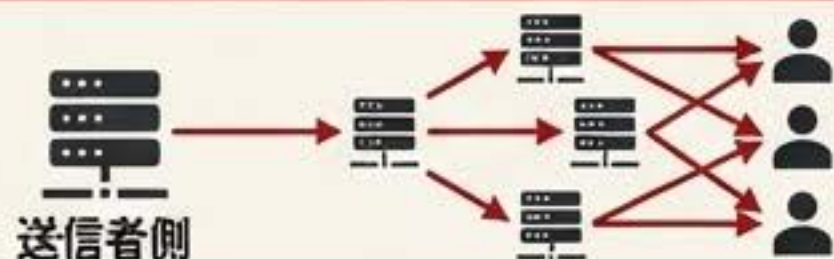
被告の抗弁②：著作権法47条の4（キャッシュ例外）は適用されるか？

電子計算機における利用に「付随する利用」として、送信効率化のためのキャッシュ記録等を権利制限の対象とする。

フォワードプロキシ (Forward Proxy)



CDN (リバースプロキシ) (CDN / Reverse Proxy)



The Court's Distinction

フォワードプロキシ (Forward Proxy): 受信者側に位置し、外部へのアクセスを効率化する。(例: 企業内LAN)

CDN (リバースプロキシ) (CDN / Reverse Proxy): 送信者側に位置し、送信者の配信能力を増強する。

Finding

被告サーバからのキャッシュ配信は、単なる「中継」ではなく、被告サーバ自体が送信元となる行為。よって、同条第2号の文言には形式的に該当しない。

The Proviso

ただし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は適用されない。

The Court's Reasoning

1. 市場の競争 (Market Competition)

キャッシュ配信は、エンドユーザによる漫画の閲読機会を直接的に提供・増加させるものであり、独立した「利用行為」としての側面が強い。

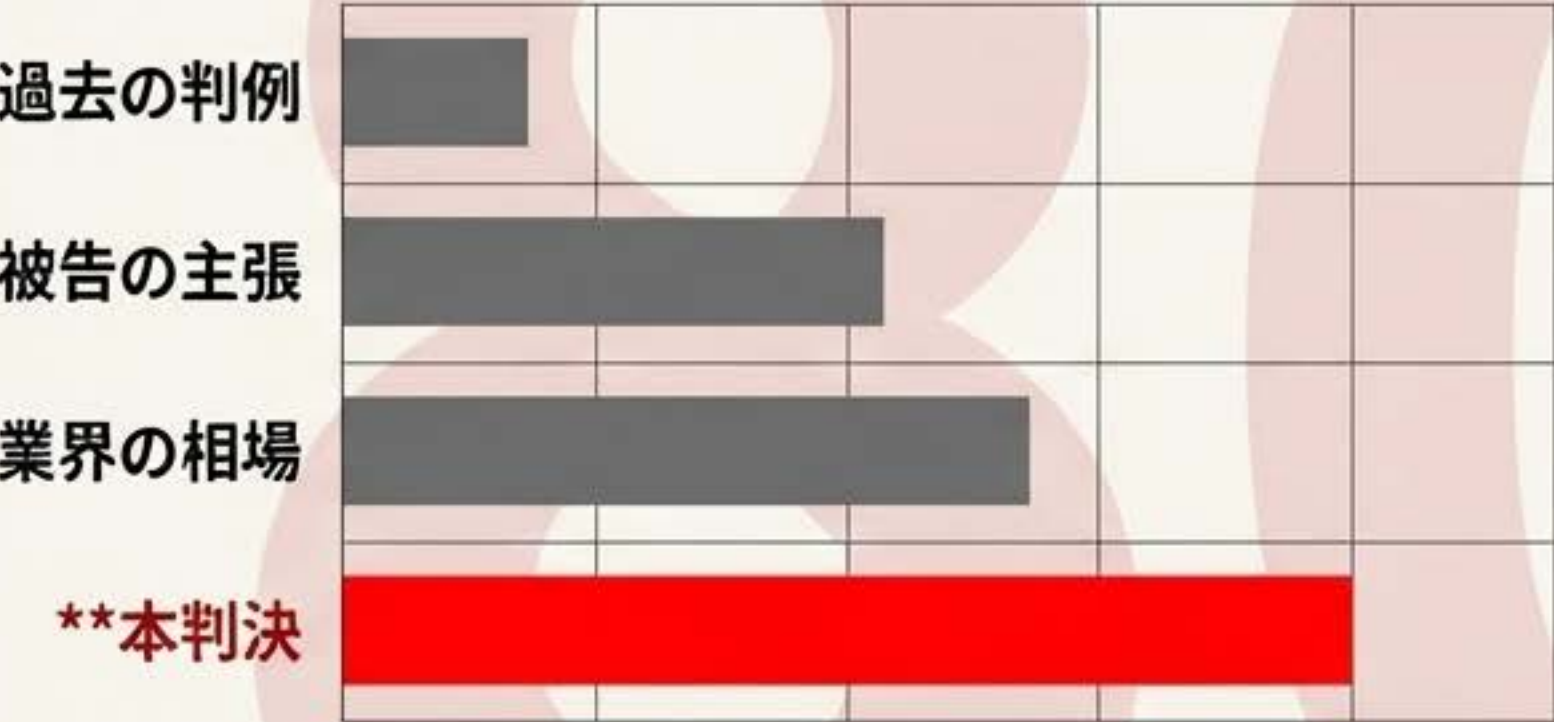
2. 対価回収の不能化 (Making Fee Recovery Impossible)

有償であるべき漫画が無償で大量公開され、かつ被告が本人確認を怠ったことで、権利者が運営者から対価を回収することを実質的に不可能に。

技術的にはキャッシュでも、その運用実態が海賊版ビジネスを支え、権利者の市場を破壊している以上、権利制限の対象とはならない。

損害賠償額の算定：市場に衝撃を与えた「使用料率80%」

The Standard vs. The Ruling

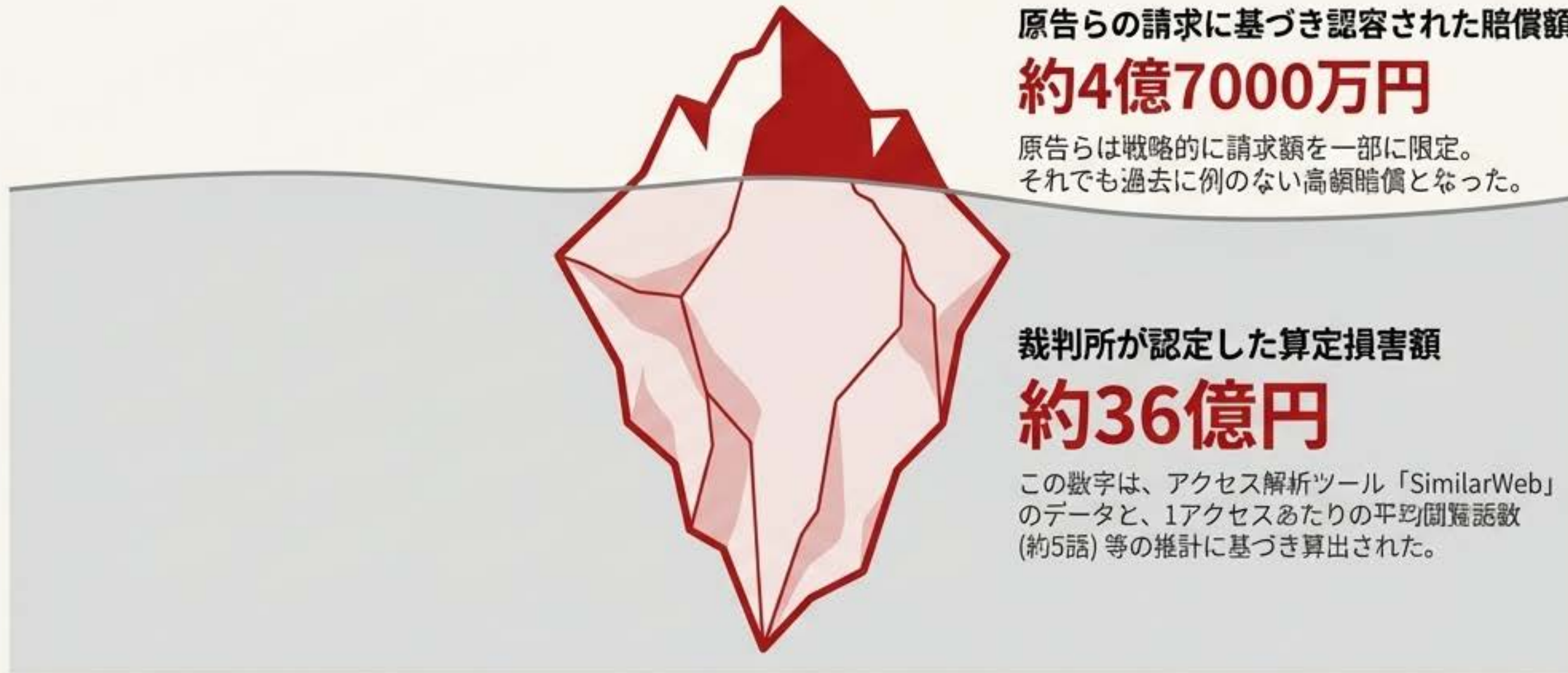


業界の相場: 電子書籍における出版社の取り分は売上の50-60%程度。被告が主張した料率: 42-43%。
過去の判例: 使用料率は数%~十数%に留まることも多かった。
本判決: 80%

なぜ80%なのか？裁判所の認定理由

- 1. 海賊版の悪質性 (Malicious Nature of Piracy):**
DRM (コピー制御) がなく、権利者が通常の使用料率で許諾することは考えられない。
- 2. 仮定的意思 (Hypothetical Intent):**
もし権利者が海賊版サイトに許諾を与えるとすれば、リスクに見合う極めて高い料率 (権利者取り分を最大化する料率) を要求するはずである。
- 3. 対価回収の困難性 (Difficulty of Recovering Payment):**
侵害を前提とした損害賠償であり、侵害者が得た利益 (広告収入等) の全額に近い額を吐き出させるのが相当である。

氷山の一角：算定された被害総額は約36億円

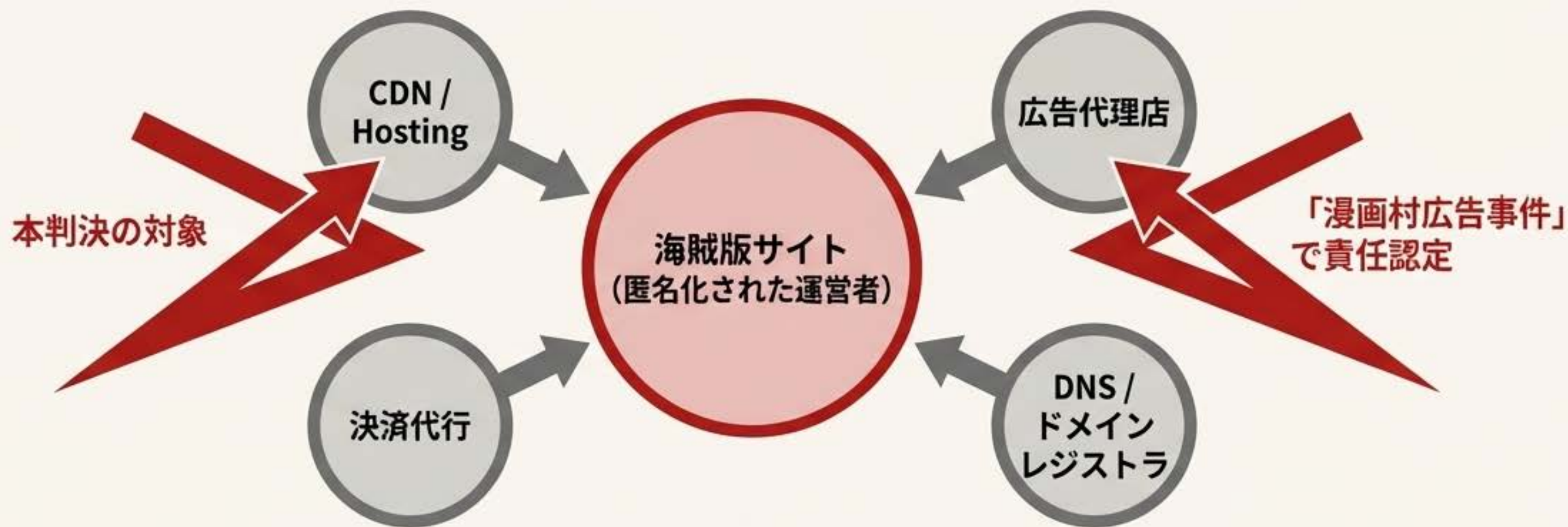


認容額の内訳 (Breakdown of the Award)

KADOKAWA	1億2140万円 (¥121.4M)
講談社 (Kodansha)	1億2650万円 (¥126.5M - 請求満額)
集英社 (Shueisha)	1億2650万円 (¥126.5M - 請求満額)
小学館 (Shogakukan)	1億2650万円 (¥126.5M - 請求満額)

講談社、集英社、小学館の実際の算定損害額は、請求額を大幅に上回っていた

戦略の転換：「モグラ叩き」から「兵糧攻め」へ



旧戦略：モグラ叩き (The Old Strategy: Whac-A-Mole)

匿名のサイト運営者個人を特定し、直接追及するアプローチ。特定が困難で、サイトが閉鎖されてもすぐに類似サイトが出現する。

新戦略：兵糧攻め (The New Strategy: Cutting Off Supply Lines)

運営者を支える周辺プレイヤー（インフラ、広告、決済）の法的責任を問うことで、海賊版サイトの運営そのものを経済的・技術的に困難にする。

Conclusion

本判決は、「漫画村広告事件」と軌を一にし、海賊版エコシステムを支える中間者の責任を明確にする司法の強い姿勢を示すものである。

インフラ事業者向けの新常識：求められる3つの必須対応

本判決を受け、CDN、ホスティング、DNS等の事業者は、自社のサービスが侵害に加担するリスクを再評価し、運用体制の抜本的な見直しを迫られる。



1. KYC（顧客確認）の厳格化 (Stricter Know Your Customer - KYC)

- 契約時に身元確認を疎かにすることは、侵害発生時に「匿名性の提供」として幫助責任を問われる直接的な要因となる。
- 少なくとも、司法手続において追跡可能な顧客情報を取得・保持する体制を構築する。



2. 「1ヶ月ルール」の遵守 (Adherence to the "1-Month Rule")

- 信頼性のある侵害通知（DMCA通知等）を受領後、漫然とサービス提供を継続することは「過失」と認定される。
- 通知受領後、概ね1ヶ月以内に事実確認とサービス停止の判断を行う、迅速な対応プロトコルを社内に整備する。



3. 利用規約及び運用ポリシーの見直し (Review of Terms of Service and Operational Policies)

- 規約上の根拠が曖昧なままサービスを停止すると、顧客から契約違反で訴えられる可能性がある。
- 侵害が認定された場合に、ドメイン単位でのサービス停止を明確に可能とする約款上の根拠を整備し、「通信の秘密」等との関係性を整理しておく。

権利者向けの新戦略：判例を最大限に活用する3つのアクション

本判決は、権利者が海賊版サイト対策をより能動的かつ効果的に進めるための強力な法的根拠となる。従来の枠組みに囚われない、新たなアプローチが可能になる。

1. インフラへの直接通知と責任追及 (Direct Notification and Pursuit of Liability Against Infrastructure)



- **The Opportunity:** サイト運営者が特定できなくても、そのサイトを支えるCDNやホスティング事業者へ直接通知し、法的責任を問うことが可能になった。
- **The Playbook:** 侵害を発見した場合、サイト運営者への削除要請と並行して、利用されているCDNやホスティング事業者にも速やかに侵害通知を送付し、「1ヶ月ルール」の起算点を確定させる。

2. 証拠としての米国手続の活用 (Leveraging US Procedures as Evidence)



- **The Opportunity:** 米国での情報開示手続 (Discovery) が、たとえ運営者特定に至らなくても、日本の裁判で「匿名性提供による幫助」を立証する強力な証拠となり得る。
- **The Playbook:** 海外事業者が関与する場合、積極的に米国DMCA第512条(h)に基づく召喚令状 (Subpoena) 等の手続を利用し、その過程と結果を証拠として保全する。

3. 損害賠償額の積極的な算定と請求 (Aggressive Calculation and Claiming of Damages)



- **The Opportunity:** 「使用料率80%」という判例は、従来の相場を覆すものであり、より実態に近い高額な損害賠償請求の根拠となる。
- **The Playbook:** SimilarWeb等の客観的データを用いてアクセス規模を立証し、本判決の算定ロジックを援用して、悪質性を理由に高料率での損害額を算定・主張する。

結論：技術的中立性の終焉と、新たな責任の時代の幕開け



幫助責任の明確化

通知後の不作為は、もはや許容されない。



セーフハーバーの限界

形式論ではなく、侵害への実質的な加担が問われる。



損害賠償の厳格化

悪質な侵害幫助には、懲罰的ともいえる高額賠償が課される。

A New Norm

本判決が提示した「通知受領後の放置は過失」「本人確認不備は幫助の一因」「海賊版への料率は80%」という3つの司法判断は、今後のインターネット・ガバナンスにおける新たな規範（Norm）となり得る。

The Future

Cloudflare側は控訴の意向を示しており、高裁での判断が注目される。しかし、本判決は現時点において、技術的中立性を盾にしたプラットフォームの責任を問い直す、日本の司法における画期的な一歩である。インターネットの「自由」と「責任」のバランスは、新たなステージに入った。